

愛媛県立病院医療事故公表基準

1 目的

県立病院が、医療事故の内容、原因、改善策等を積極的に公表することにより、社会的な説明責任を果たすとともに、病院運営の透明性を高め、県民の医療に対する信頼と医療の安全管理の確保に資することを目的とする。

2 用語の定義

この基準において、医療事故とは、医療行為において、意図に反して患者に何らかの有害な結果が生じた場合をいう。有害な結果は、患者の生命の危険、症状の悪化等身体の変化のみに限らず、不安や苦痛等精神的な変化を含む一切の人身事故を包括するものとし、職員の過失の有無は問わない。

3 医療事故のレベル

医療事故の発生により生じた患者への影響の大きさに応じて、そのレベルを次のとおり分類する。

レベル1	・事故により、観察の強化や検査が必要となったが、治療の必要性は生じなかった場合
レベル2	・事故により、治療が必要となった場合 ・事故により、障害が発生した場合
レベル3	・事故により、深刻な病状の悪化をもたらした場合 ・事故により、高度の障害が発生した場合
レベル4	・事故により、死亡した場合

4 公表の基準

次のいずれかに該当する医療事故が発生した場合、これを公表する。

(1) 上表レベル3～4に相当する過失のある医療事故は、個別に公表する。

(2) 上表レベル2に相当する過失のある医療事故は、包括的に公表する。

なお、過失のない医療事故または医療行為以外の事故であっても、社会的影響を考慮のうえ、必要があればこれを公表する。

5 公表の内容

公表する内容は、原則として次の項目とする。

(1) 個別公表

ア 事故の概要（発生日、場所、医療行為、原因、患者の年齢、性別、病名）

イ 事故発生状況

ウ 事故への対応とその後の経過

- エ 今後の対策
- オ その他必要な事項
- (2) 包括的公表
 - ア 事故の件数
 - イ 概要
 - ウ 改善策
 - エ その他必要な事項

6 公表の手順

公表に際しては、病院長が事前に公表事項等について公営企業管理者と協議し、次により行う。

- (1) 個別公表は、原則として医療事故発生後、病院長が速やかに行う。なお、事例によっては公営企業管理者が行う。
- (2) 包括的公表は、半期ごとに公営企業管理者が行う。

7 患者及び家族等への配慮

- (1) 個別公表にあたっては、原則として、事前に患者及び家族等に十分説明を行い、同意を得た上で行う。
- (2) 公表する内容から、患者や職員が特定、識別されないように十分配慮する。

8 その他

この基準の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、平成16年4月1日から適用する。